

○財務省告示第三百五十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十七年十月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年十一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（五年）（第二百二十五回）

二 発行の根拠

の法律及びその
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適用等

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

四 発行方法

七									
イ					ハ				
払込金					札非				
行争非者特	札非入	札非入	札非入	札非入	行争非者特	札非入	札非入	札非入	札非入
入価・第I	札格競入	札格競入	札格競入	札格競入	入価・第I	札格競入	札格競入	札格競入	札格競入
札格競入	札格競入	札格競入	札格競入	札格競入	札格競入	札格競入	札格競入	札格競入	札格競入
円千	六	十	二	で	た	条	特	で	た
八	千	一	兆	千	利	第	別	六	利
百	五	万	三	八	付	一	会	千	付
二	百	円	千	百	国	項	計	五	国
十	十		二	二	債	の	に	百	債
九	四		百	十	に	規	関	万	に
億	万		十	五	つ	定	す	円	つ
千	九		九	億	い	に	る		い
九	千		億	、	て	基	法		、
百	五		二	額	、	づ	律		額
七	百		千	面	き	き	第		面
十	円		七	金	発	発	四		金
五			百	行	行	行	十		行
万			六	し	し	し	七		し
				額	額	額			額

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十七年十月十六日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十二年九月二十日	利子を支払う。前六月間に属する
					て、その日以前。
					を、支払期とし、各支払期におい
					毎年三月二十日及び九月二十日
					後の第二期利子